

## ■総会 Report

# 第6回定時社員総会報告等

—平成23年5月30日開催—

日本風力発電協会 前事務局長 岩田 陸

日本風力発電協会は、5月30日（月）13時より、東京都港区芝公園1丁目5番10号の芝パークホテル別館ローズ会議室において、平成22年度決算等に関わる定時総会を開催し、無事終了致しました。ご協力頂きました会員の皆様、理事、監事、局員の皆様に、先ずは御礼を申し上げさせていただきます。

そして、第6回総会の議事は以下の通り取り進められました。

1、報告事項としては、平成22年度事業報告として、各部会より、平成22年度の活動と、平成23年度の計画についての報告が行われました。

2、決議事項としては、平成21年度計算書類（貸借対照表、損益計算書）が承認されました。

また、総会終了後、「平成22年度成果発表会」が開催され、環境、国際、技術、系統、政策の各部会から、それぞれの活動成果の報告等が行われました。

成果発表会終了後には懇親会が開催され、学の先生方、環境省、国土交通省をはじめ、新エネルギー財団（NEF）等からのご来賓をお招きし、会員と合わせて約200名余りのご出席のもと、盛宴のうちに中締めとなりました。

今年の総会は、理事、監事の選任、定款の変更等の決議事項が無かったため、30分程度の短時間で終了しました。この紙面にも余裕が生じたので、本協会の議決権、決議について少々記述させていただきます。

本総会日現在での議決権を有する社員（正会員）は、SA会員4社、SB会員2社、A会員9社、B会員38社であり、それぞれが有する議決権の個数は、SA会員16個、SB会員10個、A会員3個、B会員1個です。従い、総個数は149個となり、その内訳は、SA会員64個、SB会員20個、A会員27個、B会員38

個となります。計算書類の承認、理事、監事の選任等は普通決議事項で、その総会決議は、議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うと法と定款により定められています。

SA会員とSB会員の6社で有する議決権の個数は、84個ですから、普通決議については、この6社で決議を行うことが可能です。

定款の変更、社員の除名、監事の解任等の特別決議事項は、法と定款により、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上に当たる多数で行わなければいけないとされています。

B会員で38社ですから、B会員の反対により、この決議は成立しませんので、特別決議に対する拒否権を持つこととなります。

また、理事の選任については累積投票制度を選択できることにしております。理事の選任は、普通決議事項ですから、SA会員、SB会員だけで理事が選任できますが、この選択により、A会員、B会員からも議決権の個数に比例して、選任が可能になります。（累積投票制度の説明は、長くなりますので割愛させていただきます。）理事会は、各理事が1個の議決権を有します。理論的には、理事会では、有する議決権個数による意見が反映されることとなります。

総会、理事会とも、会員、理事の十分な審議の下、祖語なく決議が行われておりますが、例えば、会員間で論に相異を来したことを想定した場合として、ご記憶にお留め下さい。

